

第61課 債権 — 契約その2 (典型契約の種類)

契約に関する細かい話に入る前に、契約にどのような種類のものがあるのか、簡単にみてみよう。

すでに学んだように、契約は原則として自由であり、公序良俗や強行法規に反しない限り当事者間で自由にその内容が決められる。したがって無数の種類の契約がありうるわけだが、日本民法は、世の中で比較的良好に交わされる契約のうち、13種類について規定を設けている(民法第549条～第696条)。民法典に現れる順に挙げてみると、贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解がそれで、これらの契約を、民法典に記載されている型の契約という意味で、「**典型契約**」と呼んだり、民法典に名前が挙がっている、という意味で「**有名契約**」と呼んだりする。しかし、繰り返すようだが、契約は何もここに挙がっている典型契約に限られるわけではない。典型契約以外の契約もたくさん存在し、「**非典型契約**」と呼ばれたり、有名契約に対して「**無名契約**」と呼ばれたりする。また、2つ以上の典型契約の性質を併せ持つような性質の契約も存在し、そのような契約を「**混合契約**」などと呼ぶ。

社会の中で締結される契約は、典型契約ももちろん多いが、混合契約、非典型契約も非常に多い。典型契約については、民法はその取り扱いについて一定の規定を置き、ある契約がある典型契約の型にはまるようであれば、その典型契約に関する規定が適用されるが、非典型契約については、必ずしもぴったりと当てはまる規定が民法典にない場合も多く、非典型契約が問題となる場合には、当該契約の目的やその内容に関し、当事者の意思を十分に探求して、適切な解釈・処理を行う必要がある。無論、非典型契約には、典型契約に似ている性質のものもあり、その場合には必要に応じて、典型契約のために用意されている民法の規定を応用、つまり類推適用して適切な判断・処理をすることもできるが、中には型にはまらない契約もあり、そのような場合に無理に典型契約に関する規定を適用すると、かえって不合理な結果を生むということもあり得るので十分注意しなければならない。このような場合は可能な限り当事者の意思を尊重すべきであり、また、場合によっては慣習を参照して適切な事案の解決を図ることも大切である。

それでも、典型契約に関する民法の規定は、典型契約そのもののみならず、混合契約や非典型契約の解釈などを巡って争いが起きたときに、解決の基準として有効であることが多い。そのときには、当該契約をした当事者の意思を十分に探求して、どの典型契約に類似しているかをよく見定め、その上で民法の規定を適宜活用することとなる。

1 重要語句

a 典型契約

民法が規定を設けている13種類の典型契約をその性質に従って分類してみると次のような分類が可能である。

① 贈与・売買・交換

これらはいずれも所有権を移転することをその主な目的とする契約である点で共通する。もっとも重要なのは、金銭と金銭以外のものを交換する「売買」である。

② 消費貸借・使用貸借・賃貸借

これらはいずれも、物の貸し借りをする契約である。金銭の貸し借りのように、借りたものを使ってしまい、あとで同種同量のものを返す消費貸借に対し、使用貸借を賃貸借はいずれも借りた物そのものを返すという点で消費貸借と異なる。そのうち、使用貸借は無償で、賃貸借は有償の貸し借りである。

③ 雇用・請負・委任・寄託

これらは、いずれも「他人に何かをしてもらう」契約である。ごく簡単にいうと、「働いてもらう」のが雇用、「何か仕事を完成してもらう」のが請負、「法律行為をしてもらう」のが委任、「何かを預かってもらう」のは寄託である。

④ 組合

これは、他の典型契約と似た点のあまりない契約で、複数の人が、共同出資をしてある事業を営む、という契約である。その意味で会社を作って事業をすることによく似ている。

⑤ 終身定期金

これも他の典型契約とはあまり似ていない。ある人が死ぬまで定期的に金銭などを供給する、という契約である。

⑥ 和解

これも契約としては一風変わっているが、大事な意味をもつ契約で、要するに争い事があるときにお互いに譲歩をして争いをやめることを内容とする契約である。特に、民事裁判の途中で当事者が和解をする「裁判上の和解」が紛争解決のために重要な機能を果たす。

b 非典型契約

例はいくらでもある。出版契約、リース契約、スポーツ選手の専属契約、広告放送契約など。

c 混合契約

例えば、オーダーメイドの服を一着、仕立屋に注文するなどは、請負と売買の両方の性質を持つ混合契約の例といえよう。